

2025 年 12 月 17 日

鈴木 祥元様

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北一丁目 11 番 16 号
株式会社地域新聞社
代表取締役 細谷 佳津年

質問状

株式会社地域新聞社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 8 月 31 日時点の株主名簿（以下「本株主名簿」といいます。）に記載された一部の株主（以下「本特定株主ら」といいます。）に関し、当社が 2022 年 10 月 24 日開催の取締役会においてその導入を決議し、同年 11 月 24 日開催の当社第 38 期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本買収防衛策」といいます。）に定める「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（いわゆる共同協調行為）に該当する行為が行われている疑いがあると判断しました。

そこで、当社は、2025 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において、①本特定株主らによる共同協調行為の存否に関する判断に向けた検討を開始することを決議するとともに、②本買収防衛策に関して設置された独立委員会に対して、本特定株主らによる共同協調行為が行われていると認定することの是非について諮問する旨を決議いたしました。

さて、貴殿は、本株主名簿において、当社株式 27,000 株（0.72%）を保有する株主として記載されておりますところ、当社取締役会は、貴殿が本特定株主として当社株式の買集めに関与した可能性を認識しております。

つきましては、当社において貴殿が他の株主との間で共同協調行為を行っているか否かを判断するために必要な情報と考える下記の各事項につきまして、**2025 年 12 月 24 日（水）までに書面にてご回答**くださいますようお願い申し上げます。ご回答の際は、署名・押印のうえ、当社宛に書面でご提出ください。

なお、本書面及びご回答内容は、当社が必要に応じて公表することがあり、また、関係官公庁及び捜査機関等に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

記

（1） 当社株式の取得経緯

- ・ 当社株式の取得経緯、取得開始時期、取得目的、取得資金の出所（資金提供者名・調達方法を含む）、取得開始日から本質問状受領日までの間における当社株式の取得及び処分（貸株、借株及び空売りを含みます。）の状況並びにその経緯。なお、資金提供者が法人である場合、当該法人を実

質的・究極的に支配する自然人まで遡って資金提供者をご回答ください。

- ・当社株式の保有に関する現時点での方針（追加取得・保有・処分の予定を含む）。

(2) 当社株式に関する意思連絡の有無

- ・第三者との間で、株式取得・議決権行使・提案行為等に関して連絡・協議・合意を行った事実の有無及び該当する事実がある場合、その具体的内容、関与時期及び関係者。
- ・貴殿と①バイオセラミック株式会社（以下「バイオセラミック」といいます。）、②合同会社 Happy horse（以下「Happy horse」といいます。）、③KING 有限責任事業組合、④MTM Capital 株式会社（以下「MTM Capital」といいます。）、⑤野本豊氏、⑥株式会社日本シーサプライ（以下「日本シーサプライ」といいます。）、⑦静岡エネルギー株式会社（以下「静岡エネルギー」といいます。）及び⑧中谷正和氏を含む当社の特定の株主がいずれも本総会の基準日直前の 2025 年 7 月から 8 月の間に相当数の当社株式を取得し、かつ、同年 10 月下旬に一斉に当社株式を処分しており、この頃、日本証券金融株式会社名義の当社株式が大幅に増加しております。この状況を踏まえて、当社株式の取得・処分等に関する意思連絡の有無及びかかる意思連絡がないということであれば、このような取得及び処分の時期が重なったことについての合理的な理由をご説明ください。
- ・以下のとおりピクセルカンパニーズ株式会社（以下「ピクセルカンパニーズ」といいます。）との間で資本関係、人的関係及び取引関係が認められる¹GFA 株式会社（現 abc 株式会社。商号変更の前後を問わず、以下、「GFA」という。）に関する取引に関与していること等から一定の関係が存在することが合理的に疑われる①合同会社 YN 企画（以下「YN 企画」といいます。）、②バイオセラミック、③Happy horse、④KING 有限責任事業組合、⑤中谷正和氏、⑥野本豊氏、⑦MTM Capital、

¹ ①GFA の片田朋希・現専務取締役が 2024 年 12 月 31 日現在でピクセルカンパニーズの大株主に登場（第 6 位株主、持株割合 0.971%）していること（ピクセルカンパニーズの 2025 年 3 月 13 日付け「第 39 期定時株主総会招集通知」（<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2025/03/%E7%AC%AC39%E6%9C%9F%E5%AE%9A%E6%99%82%E6%A0%AA%E4%B8%BB%E7%B7%8F%E4%BC%9A%E6%8B%9B%E9%9B%86%E9%80%9A%E7%9F%A5.pdf>）参照）、②GFA の松田元・現代表取締役社長がピクセルカンパニーズの社外取締役であり、GFA の片田朋希・現専務取締役がピクセルカンパニーズの元社外取締役であること（同招集通知参照）、③ピクセルカンパニーズと GFA は 2024 年 12 月 6 日に AI 特化型データセンター事業の構築を目指す基本合意契約を締結していること（両社の同日付け「GFA 株式会社とピクセルカンパニーズ株式会社との基本合意契約締結に関するお知らせ」（https://www.gfa.co.jp/gfa_wp/wp-content/uploads/2024/12/GFA%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%A8%E3%83%94%E3%82%AF%E3%82%BB%E3%83%AB%E3%82%AB%E3%83%B5%E3%83%91%E3%83%8B%E3%83%BC%E3%82%BA%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%81%A8%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E5%90%88%E6%84%8F%E5%A5%91%E7%B4%84%E7%B7%A0%E7%B5%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf）参照）、④GFA は、2024 年 12 月 24 日付けで、株式会社 Your Turn から、ピクセルカンパニーズの新株予約権 37,000 個を 1,709 万 4,000 円で譲り受けていること（ピクセルカンパニーズの 2024 年 12 月 24 日付け「第 15 回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」（<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/12/%E7%AC%AC15%E5%9B%9E%E6%96%B0%E6%A0%AA%E4%BA%88%E7%B4%84%E6%A8%A9%E8%AD%B2%E6%B8%A1%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>）参照）等から、GFA とピクセルカンパニーズとの間には資本関係、人的関係及び取引関係が認められます。なお、ピクセルカンパニーズは、2025 年 4 月 25 日に同社の連結子会社が同社の元代表取締役の吉田弘明氏（以下、「吉田氏」という。）に対して実質的に貸し付けていたことや吉田氏の借入金をピクセルカンパニーズが連帯保証していたことを有価証券報告書に記載しなかったこと等を理由に金融庁から課徴金納付命令を受けています（2025 年 4 月 25 日付け「ピクセルカンパニーズ（株）における有価証券報告書等の虚偽記載等に対する課徴金納付命令の決定について」（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20250425-2.html>）及びピクセルカンパニーズの 2024 年 11 月 13 日付け「（開示事項の経過）特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」（<https://pixel-cz.co.jp/wp-content/uploads/2024/11/%E9%96%8B%E7%A4%BA%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%81%AE%E7%B5%8C%E9%81%8E%E7%89%B9%E5%88%A5%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%AE%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E5%8F%97%E9%A0%98%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B.pdf>）参照）。

⑧日本シーサプライ及び⑨静岡エネルギーに関しては、これら①から⑨までの者との間の関係（出資関係、資金の貸借関係、役員兼任関係、親族関係、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係及び一方の従業員、組合員その他構成員が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係を含むが、これに限らない。）及びこれらの者との間における当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(ア)株式会社イメージワン（以下「イメージワン」といいます。）の2025年7月17日付け有価証券届出書によれば、バイオセラミックの**櫻井重彰氏**（同氏はYN企画及び情報システム総合研究所の代表者も務めている）は、イメージワンによるSeacastle Sigapore Pte. Ltd及びGFAに対する2025年8月4日を割当日とする株式及び新株予約権による第三者割当増資に関して、GFAの専務取締役である片田朋希氏から第三者割当増資の引受けについて相談を受けて、バイオセラミックからGFAに対する貸付けを行っていること

(イ)GFAの2023年8月14日付け「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」によれば、Happy horseの代表社員であった東博文氏が当時GFAの代表取締役であった片田朋希氏から打診を受けて、Happy horseは、GFAによる2023年8月31日を払込期日とする第三者割当による新株発行を引き受けていること

(ウ)KING 有限責任事業組合の組合員である**相良健志氏**は、Happy horseの事務上の連絡先及び担当者であり、同氏の住所がHappy horseの本店所在地になっていること（Happy horseの共同保有者である山上豊氏が2024年10月18日に提出した株式会社オーネックス株式に係る変更報告書No.13参照）

(エ)KING 有限責任事業組合の組合員である**相良健志氏**と情報システム総合研究所の取締役である**菊本博之氏**が組合員であった**サステナブル有限責任事業組合**は、①GFAに対して2022年4月28日に1億円の貸付けを行っており（GFAの2022年4月28日付け「資金の借入に関するお知らせ」参照）、同年3月31日現在でGFAの第2位株主（持株割合4.29%）であったこと（GFAの2022年6月29日付け有価証券報告書参照）、②GFAの現・代表取締役社長である松田元氏がかつて代表取締役社長を務め（2018年7月～2020年4月）、現在GFAの取締役を務める杉浦元氏が2022年8月から現在まで代表取締役社長を務めている他、2025年9月からGFAの現・専務取締役である片田朋希氏が社外取締役を務める株式会社オーケーウェブ（旧社名・オウケイウェイブ：以下、「オウケイウェイブ」といいます。同社の2025年6月末現在の第2位株主はGFA（持株割合5.31%）、第9位株主は杉浦元氏（同1.65%））（注6）につき、2022年6月末現在（第1位株主、持株割合3.86%）から大株主であり、その後も確認できる限り2023年12月31日現在まで一貫して大株主（第3位株主、持株割合2.24%）であったこと（オーケーウェブの2022年9月30日付け有価証券報告書から2024年2月13日付け第2四半期報告書までの各報告書等参照）、③現在GFAの取締役を務める杉浦元氏が2022年3月から2023年5月まで社外取締役を務めていた株式会社エスポア（以下、「エスポア」といいます。）につき、2022年2月末現在（第4位株主、持株割合5.98%）から大株主であり、その後も確認できる限り2024年2月末現在まで一貫して大株主（第5位株主、持株割合5.34%）であったこと（エスポアの2022年5月30日付け有価証券報告書から2024年5月29日付け有価証

券報告書までの各報告書等参照)

- (オ)中谷正和氏はソラ合同会社と本店所在地が同一のソラ株式会社の代表取締役を務めているところ、ピクセルカンパニーズの2023年3月6日付け「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」によれば、ソラ株式会社は水たまり投資事業組合の業務執行組合員であり、ピクセルカンパニーズの2025年3月31日付け第39期有価証券報告書によれば、同組合はピクセルカンパニーズ株式を2,203,200株(2.38%)保有していること
- (カ)静岡エネルギーの代表取締役である藪田晃彰氏は、日本シーサプライの取締役を兼任しており、日本シーサプライの代表取締役である藪田洋平氏は静岡エネルギーの取締役を兼任しているところ、ピクセルカンパニーズの2025年8月14日付け第40期中半期報告書によれば、**藪田晃彰氏は、2025年6月末現在でピクセルカンパニーズの第3位株主(持株割合1.07%)として登場すること**
- (キ)野本豊氏は、単独で、また、(貴殿と共に秀文社印刷株式会社(以下「秀文社印刷」)の代表取締役を務め、同住所に居住する²⁾鈴木伸幸氏と共に、**ファーストメイク・リミテッド株式会社**(以下「ファーストメイク・リミテッド」といいます。)³⁾に金銭を貸し付けていること⁴⁾
- (ク)菊本博之氏は、ファーストメイク・リミテッド監査役(代表取締役は前一明氏)であるところ、菊本博之氏は、北日本紡績株式会社(以下「北日本紡績」といいます。))による2021年7月21日付け「第三者割当による新株式発行並びに新株予約権発行に関するお知らせ」(<http://ke.kabupro.jp/tsp/20210721/140120210721470080.pdf>)において、**令和キャピタル有限責任事業組合**(以下「令和キャピタル」といいます。))の出資者として記載されているところ、令和キャピタルは、GFAの2021年5月21日付け有価証券届出書(<https://disclosure2dl.edinet-fsa.go.jp/searchdocument/pdf/S100LDPI.pdf>)において、新株及び新株予約権の払込みに要する財産について、**株式会社和円商事**(以下「和円商事」といいます。))からの借入金を原資としている旨が記載されていること。
- (ケ)GFAの現・専務取締役である片田朋希氏が株式会社M&Jを通じてフィナンシャル・アドバイザーを務めたミナトホールディングス株式会社(以下「ミナトホールディングス」といいます。))が2016年2月4日に行った大規模第三者割当増資の引受人は、合同会社PTB、和円商事、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Hedge Fund、有限会社Cyberize(取締役:戸部日登志氏)及び株式会社Financial Bridge(代表取締役:中野智之氏)であり、この件では、

2 秀文社印刷の法人登記簿参照。

3 ファーストメイク・リミテッドは、①金融商品仲介業として行った既発行株式に係る勧誘行為が、金融商品仲介業以外の業務(アドバイザー業務)で取得した法人関係情報を利用して行ったものであって、法人関係情報の管理にも不備があるとして、金融商品取引法(以下、「金商法」という。))66条の14第1号ニ、金商法40条2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令123条1項5号、金商法66条の15が準用する同法40条2号に基づく同府令281条3号にそれぞれ該当したとして、②また、その代表者である前一明氏が、併せて、株式会社オプトロムによる有価証券届出書の虚偽記載への加担(増資引受先紹介者としての名義貸し=真の紹介者である株式会社ヴォロンテの名前を伏せるための名義貸しの承諾)につき、金商法51条に該当したとして、2016年3月28日、証券取引等監視委員会の勧告に基づき、関東財務局より3か月間の金融商品仲介業の業務停止命令を受けているところです(2016年3月25日「ファーストメイク・リミテッド株式会社に対する行政処分について」(<https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160325-5.html>)及び「証券取引等監視委員会の活動状況(平成28年6月)」219~220頁参照)。

4 2014年9月9日付けで提出されたファーストメイク・リミテッドによるミナトエレクトロニクス株式会社株式に係る大量保有報告書、2015年12月15日付けで提出されたファーストメイク・リミテッドによるミナトホールディングス株式会社株式に係る大量保有報告書参照。

ファーストメイク・リミテッドが和円商事及び有限会社 Cyberize をミナトホールディングスに紹介したとされていること⁵

(ケ)MTM Capital は、当社株式 596,200 株 (15.94%) を 2025 年 10 月 20 日に YN 企画に対して全て譲渡していること

(3) 当社経営への関与方針

- ・当社に対する提案行為又は経営関与（取締役選任、資本提携、事業提携等）の意図の有無。
- ・今後、当社経営方針に関する発言や議案提案を行う予定の有無。

(4) アクセスジャーナル記事に関するご認識の確認

- ・当社に対する「ウルフパック戦術」による「経営権奪取」に関して、2025 年 11 月 23 日付けで『地域新聞社』プロキシ・ファイトで浮上した、あの大家弁護士の利益相反疑惑！？」と題するアクセスジャーナル記事（以下「本記事」といいます。）が掲載されていることが確認されております。本記事によれば、当社は「ウルフパック戦術で経営権奪取をされそうになっている」ところ、「X 氏」を含む「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」からアクセスジャーナルに告発があったとのことですが、貴殿によるかかる「ウルフパック戦術」及び「経営権奪取」への関与の有無及びその詳細をご回答ください。
- ・また、アクセスジャーナルに告発を行った「この乗っ取りを仕掛けている側の複数の関係者」ないし「X 氏」について心当たりがあれば、①当該人物の氏名、②当該人物が法人その他他人名義で当社株式を保有している場合にはその名義、③当該人物と貴殿との間の関係についてご回答ください。
- ・本記事によれば、当社に対するウルフパック戦術による経営権奪取に関する「本尊」（なお、本記事によれば当該人物はアクセスジャーナルの記事に何度も取り上げられているとのことですが、かかる「本尊」について心当たりがあれば、その氏名及び貴殿との関係についてご回答ください。

(5) 2025 年 11 月 30 日開催の当社第 41 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における議長交代動議について

- ・バイオセラミックは本総会において、議長の不信任及び議長を細谷氏から櫻井重彰氏へと交替することを求める動議を提出し、これが否決されると、MTM Capital の取締役である能勢元氏が当該動議について投票の方法による採決の実施を要請しましたが、当該動議は再度否決されました。その後、貴組合の相良健志氏も、当該動議について、大株主が反対している中で拍手で採決を行うのは違法であるため、投票の方法により採決を行うべきであるとの意見を述べました。さらに、MTM Capital の能勢元氏は、自らが議長交代動議に賛成である旨の意見を表明すると、貴組合、バイオセラミック及び Happy horse を順次指名してこれらの株主が議長交代動議に賛成であることを議場で確認されました。その直後、中谷正和氏も、議長交代動議の採決方法は違法であった旨及び自らも議長交代に賛成である旨を述べました。本総会における以上の経過に鑑みると、バイオセラミック及び同社取締役の櫻井重彰氏、MTM Capital 及び同社取締役の能勢元氏、KING 有限責任事

5 ミナトホールディングスの 2016 年 1 月 19 日付け「第三者割当による新株式及び第 5 回新株予約権発行に関するお知らせ」(<https://www.minato.co.jp/cms/wp-content/uploads/2018/09/160119.pdf>) 参照

業組合及び同組合の組合員である相良健志氏、Happy horse 及び同社の代表社員である東博文氏、並びに中谷正和氏は、本総会における株主権の行使等について協調的な行動を取っていたと考えられますが、貴殿がこれらの者との間で行った議長交代動議を含む本総会に関する意思連絡の詳細（意思連絡の時期、内容を含みます。）についてご教示ください。

(6) 本総会における取締役候補者差し替えの修正動議について

- ・バイオセラミックが当社宛てに送付し、バイオセラミックのウェブサイト上でも開示している 2025 年 11 月 25 日付け「第 41 期定時株主総会における修正動議提出のお知らせ」において、バイオセラミックは本総会の「第 2 号議案 取締役 5 名選任の件」に関して、候補者である細谷佳津年氏（以下「細谷氏」といいます。）についてバイオセラミックの代表取締役である櫻井重彰氏に差し替える旨の修正動議を提出する予定である旨を公表し、これを前提に委任状勧誘を実施していました。しかし実際には、バイオセラミックは、本総会において当該議案に関して細谷氏、齋藤律子氏及び田中康郎氏の 3 名の候補者に代えて櫻井重彰氏、相良健志氏（貴組合の組合員）及び村上泰基氏（ピクセルカンパニーズの取締役）の 3 名の選任を求める修正動議を提出しました。この点、バイオセラミックによる取締役候補者差し替えの修正動議の予告及び本総会当日の修正動議の提出に関して、バイオセラミックその他の当社株主（本質問状に氏名・名称が記載されている株主を含みますが、これに限りません。）との間で行った意思連絡の有無及びその詳細（意思連絡の当事者、時期、内容を含みます。）についてご教示ください。

(7) バイオセラミックの委任状勧誘に応じた株主について

- ・貴殿は、本総会に関してバイオセラミックに委任状を提出しておりますが、同じくバイオセラミックに対して委任状を提出した株主のうち野本豊氏、日本シーサプライ及び静岡エネルギーとの間における本総会における株主権行使に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(8) 株式会社 NOX（以下「NOX」といいます。）との関係等について

- ・本総会において NOX の篠原猛氏は、「私の名前も手紙の中に入れられた」、「まず一番にアクセスジャーナル。私の名前を書いて、アクセスジャーナルに確認とってこれ出したんですか。これ誰が書いたの、文章は」、「アクセスジャーナルに今回書いた紙、アクセスジャーナルに確認をとって文章を書いたのか、私の名誉棄損なんです。それを平気に書いたのはあなたが書いたんでしょ」等と発言しました。本総会においてバイオセラミックが行った取締役候補者差し替えの修正動議は、本記事記載の「ウルフバック戦術」による「経営権奪取」に該当する行為であることが合理的に疑われますが、貴殿と NOX 及び篠原猛氏との間の関係、並びに、当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご回答ください。

(9) 東野綾太氏による取締役等の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令申立てについて

- ・東野綾太氏は、2025 年 12 月 5 日付けで上記（5）の議長不信任動議に関する細谷氏の議事進行に議事整理権限の逸脱・濫用があったこと等を理由として、細谷氏を含む当社取締役の職務執行停止及び職務代行者選任を求める仮処分命令を千葉地方裁判所に申し立てています。本総会における

議長不信任動議及び取締役選任議案に関して本総会の結果を争う動機を有しているのは、議長不信任動議に賛成し、取締役選任に係る会社提案議案に反対した株主及びバイオセラミックに対して委任状を提出した株主であると考えられますが、①貴殿と東野綾太氏との間の関係及び②貴殿が東野綾太氏との間で行った当社株式の取得・議決権の行使・提案行為等に関する意思連絡の有無及びその詳細についてご教示ください。

以 上